

4 練 教 教 指 第 5 号
令和 4 年 4 月 5 日

練馬区立幼稚園長 様
練馬区立小学校長 様
練馬区立中学校長 様
練馬区立小中一貫教育校長 様

練馬区教育委員会事務局教育振興部
教育指導課長 山本 浩司
(公印省略)

リバウンド警戒期間の区立学校（園）における教育活動等について（依頼）

東京都は、コロナウイルスの感染再拡大を防止するためリバウンド警戒期間を設定していること、および、現在においても区立学校児童・生徒の感染が多数報告されている状況を踏まえ、警戒期間に当たる令和 4 年 4 月 24 日までの間、下記に基づいた教育活動を実施するようお願いします。

記

1 教育課程に位置づく学習活動について

感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。

(例)

- ・ 近距離で行うグループや少人数等での話し合い活動
- ・ 音楽における歌唱、リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の楽器を用いる活動
- ・ 家庭科における調理実習
- ・ 体育における身体接触を伴う活動
- ・ 児童生徒が対面で操作したり、顔を近づけて観察したりする実験や観察、実習
- ・ 異学年の児童生徒の交流を伴う活動

2 校内で行う学校行事等について

- (1) 児童生徒等が学年を超えて一堂に会して行う行事は中止または延期する。
- (2) 学校公開は原則として中止する。

ただし、保護者会等を実施する場合は、学校規模および施設環境に応じた感染予防対策を講じて実施する。

3 校外で行う学校行事等について

必要に応じて保護者等への丁寧な説明を行い理解を得るとともに、適切な感染予防対策を講じた上で実施可とする。

4 部活動について

原則、中止とする。

ただし以下の場合、感染予防対策を十分講じることを前提に、校長判断において実施可とする。

- ・東京都中学校体育連盟および東京都中学校文化連盟が主催する大会・コンクール等に係る大会等が、措置期間中に実施される場合
- ・上記大会等が予定されており、措置期間中においても練習等の活動が必要な場合
- ・大会出場等を目的としていない部活動については、生徒の心身の健康等を維持するため真に必要な場合

実施する場合の留意点

- ・可能な限り短時間の活動とする。
- ・健康観察を確実にいき、週に3日以内とする。
- ・生徒や保護者に対し感染予防対策等について十分説明を行う。
- ・原則、練習試合、合同部活動等を行わない。

【問い合わせ】

○教育活動について

教育指導課 指導主事

電話 5984-5759

○オンラインを活用した学びの保障について

教育施策課 教育 ICT 環境整備担当係

電話 5984-1065

○新型コロナウイルス感染症対策について

保健給食課 学校保健係

電話 5984-5729